

令和 3 (2021) 年度 (令和 3(2021)年 4 月 1 日～令和 4(2022)年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

令和 3 (2021) 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

令和 3 (2021) 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 26 件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 2 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

令和 3 (2021) 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 48 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

令和 4(2022)年 4 月 21 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

令和3（2021）年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（令和3(2021)年4月1日～令和4(2022)年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
6	6	0	0

② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
26	22	0	3	1	43.3

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	2	0

③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
22	21	0	0	0	1	51.4

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	2	0

※1：変更内容 開発区域の変更1件、建物計画等の変更1件

④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				開発計画書受付から検査結果通知までの平均日数	工事完了届受付から検査結果通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中		
21	2	0	0	19	201.5	7.0

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A・教育環境保全区域		1	1						2
住環境保全区域B		1	1		1	2			5
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1	1						2
住環境保全区域C・農業保全区域・集落居住区域						1			1
住環境保全区域C・農業保全区域・集落居住区域・教育環境保全区域					1				1
住環境保全区域C・農業保全区域・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域					1			2	3
農業保全区域・教育環境保全区域			1			1		2	4
農業保全区域・防災調整区域						1			1
集落居住区域		1				1			2
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
指定なし			2					1	3
合計		5	3	3	3	6	0	6	26

※1：その他 住環境保全区域C・農業保全区域・教育環境保全区域：資材置場の整備
 農業保全区域：農業用倉庫の建築、資材置場の整備
 農業保全区域・教育環境保全区域：農業用倉庫の建築、社会福祉施設の建築
 指定なし：資材置場の整備

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
48	48	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		10							10
住環境保全区域A・教育環境保全区域		22	1						23
住環境保全区域B						2			2
住環境保全区域B・教育環境保全区域					1				1
住環境保全区域C					1			1	2
住環境保全区域C・集落居住区域						2			2
住環境保全区域C・集落居住区域・教育環境保全区域					1				1
住環境保全区域C・教育環境保全区域								1	1
農業保全区域						1	4		5
集落居住区域						1			1
合 計		32	1	0	3	6	4	2	48

※1：その他 住環境保全区域C：農業用倉庫の建築
住環境保全区域C・教育環境保全区域：寺院の庫裡の増築

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			